議会運営委員会会議録 (令和6年2月29日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和6年2月29日(木) 招集場所 議員協議会室

出席委員

 委員長
 吉村直城
 副委員長
 尾崎惠一

 委員
 吉田茂生
 委員
 石川秀夫

 委員
 金繁典子
 本員
 山下正敏

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

議 員 少 林 法 子

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 小 松 一 恵

局長補佐 藤本吉信

説明のため出席した者

(総務課)

課長 立 花 慶 司

(企画財政課)

課長 清水雅人

本日の委員会に付した案件

- (1)議事日程について
- (2) 議案の概要説明とその取り扱いについて
- (3) 請願・陳情等の取り扱いについて
- (4) 追加議案について
- (5) 各委員会等の開催について
- (6) 議会に関する確認について
- (7) その他

開 会10時00分閉 会11時00分

- ○尾崎副委員長 皆さん、おはようございます。所定の時間となりましたので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。会に先立ちまして、委員長挨拶をお願いします。
- ○吉村委員長 改めまして、おはようございます。全員の委員の皆さんに出席をいただきまして、ありがとうございます。心配しておりました水もなんとか潤いを得たようでございます。どうか、皆様方の建設的な御意見を頂きまして、スムーズに会議が運営できますよう御協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。
- ○尾崎副委員長 それでは、早速、協議事項に入ってまいります。進行取りまとめ、委員長、よろしくお願いいたします。
- ○吉村委員長 それでは、早速でございますが協議事項に入らせていただきます。まず、議事日程に入らせていただきます。会議録署名議員は、4番、吉田議員、5番、少林議員、2名の方で決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 はい、ありがとうございます。それでは、署名議員につきましては、4番、吉田議員、5番、少林議員ということで決定をいたしました。次に、会期の日程でございますが、3月8日の初日から3月21日までの14日間ということにいたしたいが、これについてはよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 はい、ありがとうございます。それでは、会期の日程は3月8日から3月21日まで14日間ということで決定をさせていただきました。

次に、諸般の報告に移らせていただきます。まず、議長活動状況報告でございますが、3 月8日の初日、例月出納検査報告、これも8日初日、請願・陳情等取扱い報告、これも初日 ということにしたいが、これについて、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 それでは、初日に諸般の報告を行うということで決定させていただきます。次に、 所管事務調査の委員長報告なんですが、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、石川委 員長、吉田委員長、2名の方、報告日を3月8日の初日ということで決定したいんですが、 よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 はい。それでは2名の委員長、3月8日の初日に報告ということで、よろしくお願いいたします。

次に、内海中学校の利活用に関する特別委員会の報告について、これも3月8日の初日に、 石川委員長のほうから報告ということにいたしたいが、これについてもよろしゅうございま すか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、初日3月8日、石川委員長よろしくお願いいたします。

次に、議案の概要説明とその取扱いについてでございますが、配付のとおり理事者提案に関するもの37案、報告1案、条例の制定・改正が17案、補正予算が9案、当初予算が9案、その他1案ということで、37案が出ております。理事者提案に関する議案について、最初に総務課長のほうから報告、条例、その他の議案について説明を求めます。

それでは、立花総務課長。

○立花総務課長 それでは、議案のそれぞれのポイントにつきまして説明をさせていただきます。 なお、第10号議案及び予算関連は清水企画財政課長が説明をいたします。

初めに、報告第1号、先決処分第1号の報告について(損害賠償の和解)について説明を します。

議案書は、紙媒体になります。2ページを御覧ください。この専決処分は、令和6年1月22日、消防団員が行方不明者の捜索時、消防車を運転中に起こした自動車事故に関し、相手方と和解をしたことについて、議会に報告するものであります。和解の相手方、事故の概要、和解の額は記載のとおりであります。

当日は、浅海消防長が提案の説明をいたします。

次に、第3号議案、愛南町職員定数条例の一部改正について、説明をします。

本案は、職員数を現状に応じた定数とするため、改正を行うものであります。 2ページの 新旧対照表に改正の内容を記載しておりますが、先般の議員全員協議会で概要を報告しておりますので、説明は割愛させていただきます。 なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

当日は、私が提案の説明をします。

次に、第4号議案、愛南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、説明を します。

本案は、特殊勤務の実情に応じ、月額支給を日額支給に改めるもので、勤務の特殊性が臨時的に発生する場合に、作業に従事した実績に従って支給できるよう改正を行うものであります。 2ページの新旧対照表を御覧ください。第2条第7号などの改正は、従事する職員が皆無であることからその条文を削除し、別表の改正は、ごみ処理及び火葬処理に従事する職員の特殊勤務手当、月額5,000円を日額250円に改め、夜間勤務に従事する職員の特殊勤務手当の項中、環境衛生センターの1回につき1,000円を削除しております。1ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

当日は、私が提案の説明をします。

次に、第5号議案、愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、説明をします。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため改正を行うもので、4ページ、5ページの新旧対照表により改正の内容を記載しておりますが、先般の議員全員協議会で概要を報告しておりますので、説明は割愛させていただきます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

当日は、私が提案の説明をします。

次に、第6号議案、愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、 説明をします。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律を適用し、人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等に町職員を派遣する要件を定めるもので、先般の議員全員協議会で概要を報告しておりますので、説明は割愛させていただきます。なお、

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

当日は、私が提案の説明をします。

次に、第7号議案、愛南町地域コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 について、説明をします。

本案は、一部施設の休業日の変更及び老朽化が進み利用実績のない地域コミュニティ施設を除外するものであります。

2ページの新旧対照表を御覧ください。休業日を変更する施設は、愛南町ゆらり内海、愛南町山出憩いの里温泉、愛南町一本松温泉あけぼの荘の3施設、地域コミュニティ施設から削除する施設は、愛南町石垣の里だんだん館、愛南町篠山休憩宿泊所、愛南町鹿島レストハウスの3施設であります。1ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、第8号議案、愛南町地域コミュニティ施設の使用料に関する条例の一部改正について、説明をします。

本案は、燃料価格の高騰等による諸経費の増加に伴い、一部施設の安定的な経営を図るため、使用料を変更するものであります。

4ページの新旧対照表を御覧ください。使用料を変更する施設は、愛南町ゆらり内海、愛南町山出憩いの里温泉、愛南町一本松温泉あけぼの荘の3施設で、先般の議員全員協議会で概要を報告しておりますので、説明は割愛させていただきます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

当日は、私が第7号議案及び第8号議案を一括により提案の説明をします。

次に、第9号議案、愛南町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正 について、説明をします。

本案は、指定管理者の候補者を選定する際の手続について、公募によらない方法により選定する場合の規定を明確化するため、改正を行うものであります。3ページの新旧対照表を御覧ください。第2条の見出しを公募等に改め、第2項として公募によらない選定を行う場合の要件を、第3項として公募によらない選定を行う場合に必要とする手続を、それぞれ定めます。2ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

当日は、私が提案の説明をします。

次に、第11号議案、愛南町税条例の一部改正について、説明をします。

本案は、愛媛県・市町連携推進本部会議において、町税の減免申請期限に関する方針が示され、納税者の利便性の向上を図るため、改正を行うものであります。2ページの新旧対照表を御覧ください。第51条第2項は町民税、第71条第2項は固定資産税、第89条第2項、第90条第2項及び、3ページ第3項は、軽自動車税の種別割についての減免申請期限を、それぞれ、納期限前7日までから納期限までに改めるものであります。1ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。当日は、山本税務課長が提案の説明をします。

次に、第12号議案、愛南町特定教育・保健施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について、説明をします。 本案は、特定教育・保育施設及び特定地域密着型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施策等の運営に関する基準が改正されたことにより、この基準を引用する条文の改正を行うものであります。 2ページの新旧対照表を御覧ください。主な改正の内容は、第23条の見出しを掲示等に改め、同条中、「掲示しなければならない」を、「掲示するとともに電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない」に改めるものなどであります。 1ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

当日は、中川保健福祉課長が提案の説明をします。

次に、第13号議案、愛南町介護保険条例の一部改正について、説明をします。

本案は、介護保険法施行令の一部改正及び介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料率の適用年度及び保険料額の改正を行うもので、先般の議員全員協議会で概要を報告しておりますので、説明は割愛させていただきます。なお、本条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

当日は、織田高齢者支援課長が提案の説明をします。

次に、第14号議案、愛南町漁港管理条例の一部改正について、説明をします。

本案は、漁港漁場整備法の一部改正により、法律の名称や土砂採取料等に関する規定に変更が生じたため、改正を行うものであります。 2ページの新旧対照表を御覧ください。主な改正の内容は、第1条中、「漁港漁場整備法」を、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めるものなどであります。 1ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

当日は、濵水産課長が提案の説明をします。

次に、第15号議案、愛南町営住宅管理条例の一部改正について、説明をします。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、改正を行うものであります。 2ページの新旧対照表を御覧ください。改正の内容は、第 5 条第 2 項第 8 号中、「第 1 0 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を加え、「同法第 2 8 条 2 に おいてこれらの規定を読み替えて」に改めるものであります。 1ページにお戻りください。 附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

当日は、吉村建設課長が提案の説明をします。

次に、第16号議案、愛南町中小企業振興特別融資条例の一部改正について、説明をします。

本案は、物価高騰等で経営が苦しい事業者に対し、融資期間の延長を可能とするため、改正を行うものであります。 2ページの新旧対象表を御覧ください。第5条に、ただし書として、特別の事由があると町長が認めたときは、この期間を超えて融資することができる旨を追加するものであります。 1ページにお戻りください。附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

当日は、兵頭商工観光課長が提案の説明をします。

次に、第17号議案、愛南町水道事業給水条例の一部改正について、説明をします。

本案は、水道法の一部を改正する法律が、令和6年4月1日に施行されることに伴い、改 正を行うものであります。2ページの新旧対照表を御覧ください。上段、第1条の規定によ る改正について、第5条第1項及び第38条第2項の「厚生労働省令」を「国土交通省令」 に、下段、第2条の規定による改正について、第4条第6号中の「厚生労働大臣」を「国土 交通大臣」に改めるものであります。1ページにお戻りください。附則として、この条例は、 公布の日から施行することとしております。

当日は、中道水道課長が提案の説明をします。

次に、第18号議案、愛南町旅客船等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、 説明をします。

本案は、燃料価格が高騰していることから鹿島への定期航路の料金を引き上げ、旅客船の 安定的な運営を図るため、改正を行うもので、先般の議員全員協議会で概要を報告しており ますので、説明は割愛させていただきますが、議員全員協議会において報告をしました内容 について変更があり、変更の箇所は、別表、コースのうち、餌付けの項目を削除しておりま す。なお、本条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

当日は、伊田西海支所長が提案の説明をします。

次に、第19号議案、愛南町手数料徴収条例の一部改正について、説明をします。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、手数料の標準額が改正されたことから、改正を行うものであります。 2ページの新旧対照表を御覧ください。改正の内容は、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の申請に対する審査手数料の改正で、改正となる手数料の額は、 2ページから 5ページの別表に記載のとおりであります。 1ページにお戻りください。 附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

当日は、浅海消防長が提案の説明をします。

最後に、第38号議案、愛南町道路線の認定について、説明をします。

本案は、道路法第8条第2項の規定により、町道の認定をいたしたく提案するもので、路線名、延長等は記載のとおりであります。2ページ、青色で着色している部分が、今回認定を受けようとする区域であります。

当日は、吉村建設課長が提案の説明をします。

私からの説明は以上であります。

- ○**吉村委員長** はい。総務課長からの説明が終わりました。次に、企画財政課長のほうから補正 予算、当初予算について説明をお願いします。
- ○清水企画財政課長 それでは、第10号議案、愛南町男女共同参画推進条例の制定について、 説明いたします。

本条例は、全ての人が自由な意思で個性及び能力を発揮することができる社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する基本理念等を定めるものです。内容につきましては、昨年11月22日の議員全員協議会で説明しておりますので割愛させていただきますが、本則19条と附則2項で構成しています。施行期日は令和6年4月1日です。附則第2項で、愛南町執行機関の付属機関設置条例の一部改正をし、男女共同参画審議会に関する規定を追加しています。

当日は、私が提案説明をします。

第20号議案、令和5年度愛南町一般会計補正予算(第7号)についてから、第28号議

案、令和5年度愛南町病院事業会計補正予算(第2号)についてまでの補正予算9議案について、令和5年度3月補正予算概要説明書により説明いたします。

最初に、一般会計ですが、概要説明書の3ページを御覧ください。今回の補正予算は、上段表の一般会計の項のとおり、歳入歳出それぞれ2億9,861万円を減額し、総額を173億2,293万4千円とするものです。

それでは、歳出から説明しますので、9ページを御覧ください。

1款議会費は、283万6千円の減額、2款総務費は、6,387万7千円の減額、3款民生費は、4,045万2千円の減額、4款衛生費は、5,826万1千円の減額、6款農林水産業費は、2,034万8千円の減額、7款商工費は、3,872万7千円の減額、8款土木費は、3,885万2千円の減額、9款消防費は、1,344万4千円の減額、10款教育費は、6,157万4千円の減額、11款災害復旧費は、550万8千円の減額、13款諸支出金は、4,526万9千円の増額となっています。

主な内容は掲載のとおりです。10ページ以降に事業の詳細説明を添付しておりますので、 後ほど御覧ください。

歳入については、8ページに掲載しておりますが、各財源の実績あるいは見通しにより所要の補正をしております。主な内容は掲載のとおりです。

当日は、木原副町長が提案説明をします。

次に国民健康保険特別会計ですが、3ページに戻っていただき、上段の表のとおり、1, 852万6 千円を減額し、予算の総額を29億9、686 万6 千円とするものです。

後期高齢者医療特別会計は、675万1千円を増額し、予算の総額を3億6,285万1 千円とするものです。

以上2議案について、当日は中田町民課長が提案説明をします。

介護保険特別会計は、4,502万4千円を減額し、予算の総額を32億5,434万8 千円とするものです。

当日は、織田高齢者支援課長が提案説明をします。

小規模下水道特別会計は、370万円を減額し、予算の総額を1億7,630万円とする ものです。

浄化槽整備事業特別会計は、5,201万3千円を減額し、予算の総額を1億4,950万円とするものです。

以上の2議案について、当日は山本環境衛生課長が提案説明をします。

次に、温泉事業等特別会計は、82万3千円を増額し、予算の総額を9,454万円とするものです。

当日は、入江一本松支所長が提案説明をします。

ページ中ほどの上水道事業会計は、歳入では、水道事業収益において、1,992万円の減額、資本的収入において、380万円の減額としております。

歳出では、水道事業費用において、1,992万円の減額、資本的支出において、4,034万7千円を減額しております。

当日は、中道水道課長が提案説明をします。

ページ下段の病院事業会計は、予算総額の増減はありませんが、歳入の病院事業収益にお

いて、予算更生をしています。

当日は、近田一本松病院事務長が提案説明をします。

以上、令和5年度補正予算9議案の説明とします。

続いて、第29号議案、令和6年度愛南町一般会計予算についてから、第37号議案、令和6年度愛南町下水道事業会計予算についてまでの9議案について説明をします。

それでは、令和6年度愛南町当初予算説明資料に沿って、説明をします。

最初に、4ページを御覧ください。こちらでは、当初予算編成に当たっての方針を、6ページから7ページでは、令和6年度当初予算の概要として、総合計画に掲げる5つの政策ごとの概要を記載しております。

次に、8ページでは、一般会計をはじめ、各特別会計の予算規模を記載しております。表上段の一般会計予算については、令和6年度予算額は162億6,100万円で、令和5年度に比べ8億4,400万円、5.5%増額した予算となっております。

9ページから 1 1ページでは、一般会計の歳入の概要を、1 2ページから 1 4ページでは、一般会計の歳出の概要を記載しております。

17ページから516ページまでは、主要事業について、取組内容等を記載しております。当日は、清水町長が、提案説明します。

次に特別会計ですが、8ページに戻ってください

国民健康保険特別会計から旅客船特別会計までの予算について記載していますが、小規模 下水道特別会計と浄化槽整備事業特別会計は令和6年度から企業会計に移行されましたので、 今年度から特別会計は5会計になります。これらの会計については、一般会計と同様に当初 予算説明資料を添付しております。当日は、木原副町長が、一括して提案説明をします。

また、企業会計については、上水道事業会計は、中道水道課長が、病院事業会計は、近田 病院事務長が、今年度新たに加わりました下水道事業会計は、山本環境衛生課長が提案説明 をします。

以上で、説明を終わります。

○吉村委員長 はい、説明が終わりました。それでは質疑を受けたいと思います。御質疑ございませんか。

金繁委員。

○金繁委員 これ、全協で提出していただいたものが、たくさん入っているんですけど、そうではないものもあります。その中でも、法律が変わったので町の条例を変えたりするというのは、説明をここでしていただいたら十分、本会議でしていただいたら十分理解できるものもあるんですけれども、そうではないものも含まれていると。

私は、説明してもらわないと、判断をどうしていいのか分からないというものがありまして、この第9号議案、総務課のこの指定管理者の指定の手続、これ、従前は緊急の場合に町長が指定管理者を指定することができる、ということだったようなんですけど、これが、第2条2項等を新設して明確化はしたんですけど、同時にあの広範囲に及んでおりまして、町長の合理的な理由があると認めたら指定管理オーケーになっちゃうんですよね。これは、町民の財産であるその公共施設を、町長の持論で決めることになるので、非常に重大な変更だと思うんですね。これを議員全員に説明することなく本会議に出すっていうのは、私は非常

に問題だと思います。必要性があって出てきていると思うので、その辺の説明を丁寧にして いただけないかなというのが一点。

同様に、この、コミュニティ施設の削除、石垣の里だんだん館と篠山休憩宿泊所ですか、利用者がなくなり、維持するのは大変で削除という方向は分かるんですけれども、一応地域のコミュニティ施設ではあるので、観光客も来ていると思うんですけど、その地元の合意があったのかとか、納得できる説明をしていただきたいと。特殊勤務手当もそうなんですけど、確かに全然仕事が存在しなくなったのに規定があるのは当然削除していいんですけど、手当を月額から日額単位にしてどうなるのか。一応算定されていると思うんですね。議会基本条例10条、何回も言いますけど、その将来の見通し、コスト計算、これが出てきた背景っていうのを資料としてつけていただけないと本当に判断が厳しいです。特に最初に言いました第9号ですよね、これについては、議員全員に説明する必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇吉村委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 はい、失礼します。総務課の提案の案件ですのでお伝えさせていただきます。金繁委員が言われましたように、全員協議会の中ではこちらの案件については説明をしておりません。今回の一部改正につきましては、公募をしない理由が明確でありませんでしたので、非公募を行う施設、地域にありますコミュニティ施設などを中心に、公募は行っていませんので、その辺を明確化するために条例を一部改正する必要があると考えて提案させていただく予定であります。幅広に応募しないということではなくて、先ほど申し上げましたように、公募しない施設について、その理由を明確化するための条例改正というところでありますので、御理解をいただければというふうに思っております。

それと、コミュニティ施設の廃止のところでございますが、例えば、今回廃止をする施設で、石垣の里だんだん館がございます。こちらにつきましては、これまで指定管理を行っていました地域の方から、これからはちょっと継続的に管理ができないという申出があったということは、先般の議員全員協議会のほうで報告をさせていただいておりまして、その御意向を踏まえまして、一般公募で、町内の方で指定管理を行うような団体がないかというところで希望を取ったところ、応募が一切なかったものですから、まず、地域コミュニティ施設の役割はなかなか今の段階では要件を満たしていないのかなということで、コミュニティ施設からは削除するという判断をさせていただいております。

それと、特殊勤務手当に関する条例の件なんですけれども、こちらにつきましては、先ほど触れましたように、環境衛生センター等の職員につきまして、月額5,000円という形で特殊勤務手当を定めていたところでございますが、実績を見ますと、業務に当たらない日もあるということが確認されておりますので、実績に応じた形の手当が適切であると考えまして、日額という形で考えております。これにより、月額5,000円を超えるような特殊勤務手当になることはなく、5,000円以内での特殊勤務手当の支給になるというふうに考えております。現時点で説明できるのは、以上であります。

○吉村委員長 金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございました。第9号と特殊勤務手当については分かりました。ただ、 事前に資料を添付していただけると、議運のメンバー以外の議員も当日までにその資料に目 を通して、なるほどと理解できると思いますので、ぜひ、資料を添付していただけないでしょうか、というのが 1 点。それから、コミュニティ施設に関しては、削除した経緯はこの前間いたんですけど、地域の方たちへの周知と、その意見を聞いたのかっていうところが気になるんですけれども。関係施設ですもんね、あそこがなくなると、ま、学校もそうですけど、やっぱり地域が衰退してしまうので、置いておいてほしいという気持ちはあるかもしれません。そしたら住民の方からアイデアとかね、こういうふうにしてできるっていうことが出てくる可能性もあるので、住民とのコミュニケーションはどうなっているのか、ここで内容を審議する場ではないので、そういう資料を頂けたらと、議員全員に説明いただけたらと思うんですけど、どうでしょうか。

- ○吉村委員長 はい。立花総務課長。
- ○立花総務課長 削除する施設の中で、石垣の里だんだん館は、愛南町で景観条例を定めておる地域でもありますし、観光客の方も利用される施設でありますので、ここにつきましては、地元で指定管理を受けていたところで、今後管理ができないという申出がございました。その辺の申出を受けまして、外泊地区の行政協力員代表であります区長さんと住民の方が、改めて意見を交わしていただいて、やっぱり地元では管理ができないという形で、返事があったというところで、担当課長のほうからは概要報告を頂いているところであります。一定の地元の御理解をいただいた上での今後の在り方を考えていくというところで、整理ができているのではないかなというふうに思っております。

それと、篠山の宿泊施設につきましては、もう建物がかなり老朽化をしておりまして、今後とも利用実績がないというところでございますので、ここについては地元の声があったかどうかは私はちょっと把握はしておりませんが、理解が得られるのではないかなというふうに思っております。以上です。

すいません、あと、資料のところなんですけれども。今言われました概要資料のところにつきまして、もし委員長のほうから提出ということがありましたら、それぞれの担当課に伝えさせていただいて、定例会初日までにはなろうかと思いますが、ちょっとお時間をいただくことになろうかとは思うんですけれども。

- ○吉村委員長 はい。どうですか。資料。今総務課長からの話だったんですが。要りますか。 (発言する者あり)
- ○吉村委員長 あの、篠山の施設については、これはもう何年も前から地区ではお荷物だと。その話は聞いております。どうですか。資料要りますか。もう皆さん、意見集約したいと思います。

(発言する者あり)

- ○吉村委員長 はい。ほかの委員さんの意見も聞きたい。 はい。
- ○石川委員 今の説明で私は理解できたので、本会議の中で、質問の中でそういう説明をされたら、もしくは説明の段階でこういう理由ですということで十分に理解されるんじゃないかなというふうに思ったんですが。
- ○**吉村委員長** はい。ほかにありませんか。 吉田委員。

- ○吉田委員 今、石川委員が言われたとおり、資料の提出までは必要ないんじゃないかなと。説明の時に補足を少し付け加えていただければ十分理解できる内容だと思います。以上です。
- ○吉村委員長 はい。一応、全員いきましょう。 はい。
- ○尾崎副委員長 私も、口頭による説明で十分理解されるのではないかなと思います。
- ○吉村委員長 はい。金繁委員。
- ○金繁委員 今、皆さんが必要ないということですので、必要ないということになると思います。 今後なんですけれども、しっかりとその辺の事情をですね、一応議会基本条約の10条にも 背景事情をちゃんと書くようにとありますので、必要性、背景事情をしっかりと書いていた だくようにお願いします。もう一点、要望なんですけど、これ、全協のときには出さないで、 直前の議運で出されてくるってことがよくあるんですけれども、簡単な、その法律変わった ので当然条例変えますと、並列に動いていくのはいいんですけど、そうでないものに関して は、全協で出すようにしていただけたら資料も改めて要求することになりませんので。出せ なかった事情は、あるかもしれないんですけれども、結構重要なものについては、あの、しっかりと出すようにしていただきたいと思います。出せない時には、出せない理由をちゃんと付けていただきたいと思います。
- 〇吉村委員長 立花総務課長。
- ○立花総務課長 すいません。特段出せない理由があったわけではないんですけれども、日程的に全員協議会のほうが定例会前に、スケジュール的にはなるかと思うんですけど、1週間から2週間前に開かれるところがありますので、条例改正とかにつきましては、体裁がまだ整っていないというところは、一つ理由としては考えられるかと思います

全員協議会での報告につきましては、事前に議長のほうに概要説明をする場面を設けさせていただいておりますので、定例会を踏まえまして、こういう案件があるというところをその場で報告をさしていただいて、全員協議会で、例えば説明まではできかねるけれども、資料提出が必要と認められることにつきましては、データを整えて丁寧な説明に努めていきたいというふうに考えております、

- ○吉村委員長 はい。金繁委員。
- ○金繁委員 はい。あくまでも本会議でのことなんですけど、議会活性化委員会で話し合って勉強したことなんですけれども、やはり本会議で、愛南町の議会は質疑3回と制限されていて、やっぱり議員の間でしっかりと情報を共有して、話し合う機会を設けようということなんですね。というのは、本会議、3回の制限あるなしに関わらず、その場で議案を見てね、直前ですけども見て、会議で決めるということは本当に厳しいので、より良い内容にするためにも、事前にできるだけ本会議より前の時間的に前々から出していただく必要があるということを私たちは勉強しました。簡単なものについてはもちろんいいんですけれども、こういうものに関してはできるだけ、まあ、そんな大きな問題ではないということは今分かりましたけれども、説明を事前にお願いしたいと思います。

で、まさに清水企画財政課長は、今回出されている男女共同参画の条例などに関しては、 もう4か月も前に出してくださっているわけですよね。そこで議員の意見を聞いて、その後 に、パブコメ出しているという、あの、本当に適正な手続がなされていると思います。ぜひ、 総務課のほうも心掛けていただけますようお願いします。

- 〇吉村委員長 立花総務課長。
- ○立花総務課長 ただいまの御意見を踏まえまして、丁寧な説明について引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。
- ○吉村委員長 それでは、この件に関して、よろしゅうございますか。はい。では、次に議会提案に関するものが1案、条例の制定について、事務局長のほうから説明を求めます、 本名事務局長
- ○本多事務局長 説明させていただきます。発議第1号、愛南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、吉村委員長の発議により行います。発議の時期は、最終日を予定しております。以上です。
- ○吉村委員長 はい。そういうことです。この前の全員協議会で説明のとおりです。両常任委員 長が賛成者です。よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長はい、それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議案の審議方法に移らせていただきます。一括提案でございますが、第7号議案と 第8号議案につきましては、関連性があるため一括提案として質疑・討論し、採決は別々と するということでよろしいですか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、第7号議案と第8号議案は一括提案ということでよろしくお願いします。次に、第29号議案から37号議案までの当初予算につきましては、続けて9議案の提案説明をそれぞれ、町長、副町長、水道課長、病院事務長、環境衛生課長として提案説明をし、質疑、討論、採決は別々に、最終日の21日に行うということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 はい。それではそのように決定させていただきます。次に、補正予算の質疑の方法に移らせていただきます。第20号議案、一般会計補正予算につきましては、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うといういことにしたいが、これについてはよろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 はい。次に、21号議案から26号議案までの特別会計補正予算については、歳 入歳出全般を通じて質疑を行うということで、例年どおりですが、これでよろしゅうござい ますか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長はい、それでは、よろしくお願いします。

次に、27号議案と28号議案の事業会計補正予算については、予算書全般を通じて質疑を行ういうことにいたしたいが、これについてもよろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 はい、それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、第29号議案、一般会計予算について、歳出は、1から4款、6から8款、9から

14款の3つに区切り、それぞれ3回。歳入は、全般を通じて3回。歳入歳出で質疑済みを除く予算書全般で3回、ということでよろしゅうございますか。これについては、ちょっと事務局のほうから詳しい説明をさせます。

本多事務局長。

- ○本多事務局長 歳入歳出で質疑済みを除く予算書全般で3回という部分なんですけども、これにつきましては、令和4年度の決算の審査のときから、決算書全般を通じて質疑をしたいという要望がございまして、対応しております。その結果、令和5年4月19日の全員協議会の中で、申し合わせ事項の変更をいたしまして、当初予算の質疑につきましても、歳入歳出で質疑済みを除く予算書全般で3回ということで、質疑をする機会を設けるということで合意をしておりますので、今回はそれに従って、こういった機会を設けたということでございます。以上です。
- ○吉村委員長 はい。説明が終わりました。これについてはよろしゅうございますね。はい。 はい。
- ○石川委員 ちょっと、もう一度、1款から4款。
- ○**吉村委員長** 1 款から 4 款。で、6 款から 8 款、9 款から 14 款。以上、よろしいですか。ほか にございませんか。はい。

ないようでしたら、30号議案から34号議案までの特別会計予算については、歳出歳入 それぞれ全般を通じて質疑を行うということにいたしたいが、これについてもよろしゅうご ざいますか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 はい。

次に、35号議案から37号議案までの事業会計予算については、予算書全般を通じて質 疑を行うということにいたしたいが、これもよろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 はい、ありがとうございます。それでは、このように決定をさせていただきます。次に、請願・陳情等の取り扱いについて。請願が2件出ております。請願文書表のとおり、既にお目通ししていると思いますけども、この2件はですね、総務文教常任委員会に付託ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

○**吉村委員長** はい。それでは、委員長、総務文教常任委員会に付託するということで決定をさせていただきます。

次に、陳情等は出ておりません。

次に、追加議案についてでございますが、理事者提案について。 総務課長。

- ○立花総務課長 失礼します。追加提案なんですけれども、町有財産であります旧赤水保育所に つきまして、2事業者より引き続き減額貸付の利用申請がありましたので、追加提案を行う 予定があります。以上です。
- ○吉村委員長 はい。追加があるようでございますが、これについては了承願いますね。 次に、議会提案についてでございます。

本多事務局長。

- ○本多事務局長 議会提案についてなんですが、先ほど出ました請願の委員会審査が、結果が出た場合なんですけども、最終日に委員長のほうから請願審査結果報告が出る予定となっております。仮にその請願が採択された場合なんですけども、意見書の発議が出ることになります。また、5月に予定されております正副議長の研修がございますので、それについての議員派遣、そして、閉会中の所管事務調査を上程する予定です。以上です。
- ○吉村委員長 はい。そういうことでございます。これについてもよろしゅうございますね。 はい。それでは、ここで執行部は退席してください。 暫時休憩します。

(休憩)

○吉村委員長 休憩を解き再開いたします。それでは、各常任委員会の委員会の開催について、確認させていただきたいと思いますが、議会運営委員会の開催日は、一般質問の審議のための開催ということで、13日、水曜日10時から開催します。これについてはよろしゅうございますね。

次に、会期中の常任委員会の開催日、総務委員長、今ここで決めますか。

〇石川委員長 13日の午後……。

(発言する者あり)

- ○吉村委員長 石川委員。
- ○石川委員 3月13日の11時から開催したいと思います。
- ○吉村委員長 はい、わかりました。それでは、請願審査の開催日を、3月13日、水曜、11 時からということで、決定をさせていただきます。

次に、閉会中の常任委員会の所管事務調査なんですが、これは、閉会中に所管事務調査を 実施する場合、調査申出書を3月11日、月曜日、17時までに事務局のほうへ提出をお願 いします。

(発言する者あり)

○吉村委員長 次に、議員全員協議会、これ別紙のとおりですね、予算勉強会のための全員協議会、日程のとおり11日に一般会計、12日に特別会計、この勉強会を10時から議場にて行いたいと思いますが、これについてはよろしゅうございますね。はい、それではそのように全員協議会は決定をさせていただきます。

次に、議案に関する確認についてでございますが、初日の8日、第37号議案、令和6年 度愛南町下水道事業会計予算についての提案説明までで締めたいと思うんですが、これにつ いてはよろしゅうございますか。37号議案、提案説明まで。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、初日はそういうことで、37号議案の提案説明までということで決定をさせていただきます。

次に、その他に移りたいと思います。まず、議会基本条例の検証について、 議会資料1を 検討してもらいたいと思いますが、事務局の説明をお願いします。

本多事務局長

○本多事務局長 議会資料1を御覧ください。全体として変更点につきましては、赤字で表示を

しております。まず、2ページの2、検証の取り組み状況を御覧ください。最後の5番のところに、この検証結果について、委員長から議長に提出をする日程を追加させていただいております。3月8日の予定でございます。そして5番の研修のまとめの部分なんですけども、これにつきましては、先般の議会運営委員会の中で出された意見について、とりまとめた内容とさせていただいております。中ほどなんですが、令和5年の評価内容は、全ての事項において一部達成されたという評価であり、新しい取組を実施し、一歩一歩前進していることや、議会活性化しているものの議会改革に踏み込めていない等の検証意見がありました。

今後は、検証で把握された課題等について、全議員が共有し、議会として達成に向けて改善策の協議・検討に努めることが重要と考えます、ということでまとめさせていただいております。 4 ページ以降の評価欄なんですけども、そこには、昨年度の評価につきましても、(前年)ということで追加で記載をさせていただいております。以上です。

○吉村委員長 はい、説明が終わりました。本委員会において検証作業を行いましたが、その結果報告書の案ができております。御意見を伺いたいと思いますが、よろしければ、これを報告書とさせていただきたいんですが、どうでしょう。

(「異議なし」という者あり)

○吉村委員長 そういうことですか。はい。もし今日でなくても、修正がある場合は、タブレット等で連絡調整をさせていただきたいと思います。今後の予定なんですが、8日に議長のほうに報告書を提出させていただき、12日の全員協議会で私のほうから報告をさせていただきたいと思います。一応、議会基本条例の検証について終わりたいと思います。

次に、その他、移りたいと思いますが、その他、何かございますでしょうか。ないですか。 はい、それでは、ないようでございます。

それではこれにて、議会運営委員会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

議会運営委員会委員長